

「とやま健康企業宣言」認定制度実施要領

(目的)

第1条 この実施要領は、健康企業宣言富山推進協議会（以下「協議会」という）が行う「とやま健康企業宣言」事業認定制度の実施要領について定める。

(「健康企業宣言」を登録できる企業等)

第2条 「健康企業宣言」を登録することができる者は、協議会の構成員たる医療保険制度保険者（別紙1に掲げる保険者）に加入する企業、法人、団体及び個人事業所（以下「企業等」という。）とする。

(「健康企業宣言」登録手続き)

第3条 「健康企業宣言」の登録を希望する企業等は、「健康企業宣言 Step1 応募用紙」及び「Step1 チェックシート」を加入する保険者に提出するものとする。

- 2 提出を受けた保険者は、申込み内容の審査を行い、適当と認められる場合にはその旨を協議会に報告し、協議会は当該企業等に「健康企業宣言 Step1 宣言証」を交付する。
- 3 「健康企業宣言 Step1」の登録日は、前項の交付日とする（以下「Step1 登録日」という。）。

(「健康企業宣言 Step1」取組み状況の報告)

第4条 「健康企業宣言 Step1」の登録を行い、Step1 宣言証の交付を受けた企業等（以下「宣言企業」という。）は、加入する保険者の指示に基づき、「Step1 チェックシート」により、定期的に取り組み実施状況を加入する保険者に報告するものとする。

- 2 報告を受けた保険者は、前項のチェックシートのほか、取り組み実施の確認に参考となる資料の提出を求めることができる。
- 3 提出を受けた保険者は、必要に応じて訪問調査等により取り組みの実施状況の確認を行う。

(「健康企業宣言 Step1」登録期間)

第5条 「健康企業宣言 Step1」の登録期間は、期限を定めない。

(「健康企業宣言 Step1」の認定申請)

第6条 宣言企業は、認定申請を行う場合は、第4条の報告に加え「健康企業宣言 Step1 認定申請書」を加入する保険者に提出するものとする。

(「健康企業宣言 Step1」の認定)

第7条 申請を受けた保険者は、「健康企業宣言 Step1 取組シート」及び参考となる資料に基づき審査を行い、総合点数80点以上の場合は、健康企業宣言 Step1 を認定する。

- 2 Step 1 を認定した保険者はその旨を協議会に報告し、協議会は当該企業等に「健康企業宣言 Step 1 認定証」を交付する。

（「健康企業宣言 Step 1 認定証」の有効期間）

第 8 条 「健康企業宣言 Step 1 認定証」の有効期間は、認定した日から起算して 3 年経過後の月の末日までとする。ただし、認定した日から 2 年 9 ヶ月経過後において、第 4 条の定めにより「健康企業宣言 Step 1 取組シート」の提出があった場合は、前条の審査時と同等以上の取組みを引き続き実施していることを確認し、有効期間を 3 年間更新することができ、以後も同様の取扱いとする。

- 2 前項において、有効期間内に更新の手続きが完了しなかった場合、「健康企業宣言 Step 1 認定証」は失効する。なお、失効後において、第 6 条に基づく認定申請が行われた場合、前条に基づき再認定を行うことも可能とする。
- 3 「健康企業宣言 Step 1 認定証」の認証番号について、第 1 項に基づき認定が更新された場合は同一の番号を使用することとし、第 2 項に基づき失効後に再認定された場合は新たな番号を払い出すこととする。
- 4 「健康企業宣言 Step 1 認定証」の有効期間内において、第 1 3 条による「健康企業宣言 Step 2」の認定が新たに行われた場合、並びに第 1 4 条による更新が行われた場合における「健康企業宣言 Step 1 認定証」の有効期間は、「健康企業宣言 Step 2 認定証」の有効期間に同じとし、新たな認定証の交付は行わない。

（「健康企業宣言 Step 2」登録手続き）

第 9 条 「健康企業宣言 Step 1 認定証」の交付を受けた企業等は、「健康企業宣言 Step 2」の登録をすることができる。

- 2 「健康企業宣言 Step 2」の登録を希望する企業等は、「健康企業宣言 Step 2 応募用紙」及び「Step 2 チェックシート」を加入する保険者に提出するものとする。
- 3 提出を受けた保険者は、申込み内容の審査を行い、適当と認められる場合にはその旨を協議会に報告し、協議会は当該企業等に「健康企業宣言 Step 2 宣言証」を交付する。
- 4 「健康企業宣言 Step 2」の登録日は、前項の交付日とする（以下「Step 2 登録日」という）。

（「健康企業宣言 Step 2」取組み状況の報告）

第 10 条 「健康企業宣言 Step 2」の登録を行った企業等は、加入する保険者の指示に基づき、「Step 2 チェックシート」により、定期的に取り組み実施状況を加入する保険者に報告するものとする。

- 2 報告を受けた保険者は、前項のチェックシートのほか、取り組み実施の確認に参考となる資料の提出を求めることができる。
- 3 提出を受けた保険者は、必要に応じて訪問調査等により取り組みの実施状況の確認を行う。

(「健康企業宣言 Step 2」登録期間)

第 1 1 条 「健康企業宣言 Step 2」の登録期間は、期限を定めない。

(「健康企業宣言 Step 2」の認定申請)

第 1 2 条 「健康企業宣言 Step 2」の登録を行った企業等は、認定申請を行う場合は、Step 2 登録日又は実質的に取組を開始した日から起算して 6 ヶ月以上の取組を実施したうえで、第 1 0 条の報告に加え「健康企業宣言 Step 2 認定申請書」を加入する保険者に提出するものとする。

(「健康企業宣言 Step 2」の認定)

第 1 3 条 申請を受けた保険者は、「健康企業宣言 Step 2 取組シート」及び参考となる資料の事前審査を行ったうえ、協議会に提出する。

2 協議会は提出された資料に基づき審査を行い、総合点数 8 0 点以上の場合は健康企業宣言 Step 2 を認定し、当該企業等に「健康企業宣言 Step 2 認定証」を交付する。

(「健康企業宣言 Step 2 認定証」の有効期間)

第 1 4 条 「健康企業宣言 Step 2 認定証」の有効期間は、認定した日から起算して 3 年経過後の月の末日までとする。ただし、認定した日から 2 年 9 ヶ月経過後において、第 1 0 条の定めにより「健康企業宣言 Step 2 取組シート」の提出があった場合は、前条の審査時と同等以上の取組を引き続き実施していることを確認し、有効期間を 3 年間更新することができ、以後も同様の取扱いとする。なお、その際「健康企業宣言 Step 2」の総合点数 8 0 点を満たさなかったものの、「健康企業宣言 Step 1」の総合点数 8 0 点を満たした場合は「健康企業宣言 Step 1」のみ有効期間を 3 年間更新する。

2 前項において、有効期間内に更新の手続きが完了しなかった場合、「健康企業宣言 Step 2 認定証」は失効する。なお、失効後において、第 1 2 条に基づく認定申請が行われた場合、前条に基づき再認定を行うことも可能とする。

3 「健康企業宣言 Step 2 認定証」の認証番号について、第 1 項に基づき認定が更新された場合は同一の番号を使用することとし、第 2 項に基づき失効後に再認定された場合は新たな番号を払い出すこととする。

4 「健康企業宣言」の認定フローは、別紙 2 のとおりとする。

(宣言企業が取組むこと)

第 1 5 条 宣言企業は、従業員等（事業主、雇用保険に加入している正規雇用者及び非正規雇用者、並びに被扶養者を指す。以下同じ。）への健康づくりに関して、以下の取組を行うものとする。

(1) 健診（特定健診・事業者健診等の推進）

(2) 健診結果の活用（特定保健指導・重症化予防の推進）

(3) 健康づくりの推進（職場環境、食、運動、禁煙、心の健康）

- (4) 健康管理・安全衛生活動の推進
- (5) メンタルヘルス対策の推進
- (6) 過重労働防止の取組みの実施
- (7) 健康経営®の推進 ※1
- (8) 事業者健診結果・同意書の提出（該当企業等のみ、同意書は任意）
- (9) 感染症対策

※1 健康経営®とは、NPO 健康経営研究会の登録商標であり、「企業が従業員の健康に配慮することによって、経営面においても大きな成果が期待できる」との基盤に立って、健康管理を経営的な視点から考え、戦略的に実践することを意味しています。

（宣言企業への支援）

第16条 協議会の構成団体は、宣言企業の行う従業員等への健康づくりに関する取組みに対し、次に掲げる支援に努めるものとする。

- (1) 健康企業宣言し、健康経営・健康づくりに積極的に取り組む企業等としての広報
- (2) 健康経営・健康づくりの推進に関連する情報提供
- (3) 健康企業宣言の認定を受けた企業等としての広報
- (4) その他、健康経営・健康づくりの推進のための支援

（協賛団体）

第17条 宣言企業等へインセンティブを付与するなど、本事業に積極的に協力する企業・団体等を協賛団体とする。

- 2 協賛団体の要件を別紙3のとおり定める。
- 3 協賛団体の承認にあたっては「協賛団体稟議書」を使用する。

（登録内容変更の届出）

第18条 宣言企業は、企業等の名称又は所在地に変更があったときは、速やかに「健康企業宣言登録内容変更届」を加入する保険者に届け出るものとする。

- 2 提出を受けた保険者は、変更内容の確認を行い、再交付年月日を明記した「健康企業宣言 Step 1 宣言証、Step 2 宣言証」、「健康企業宣言 Step 1 認定証、Step 2 認定証」を作成する。

また、提出を受けた保険者は協議会にその旨を通知する。

- 3 通知を受けた協議会は該当する証書を交付する。

（紛失による再発行）

第19条 宣言企業が、宣言証又は認定証を紛失し、再発行を希望する場合は「健康企業宣言証・健康企業宣言認定証再発行届」を加入する保険者に届け出るものとする。

- 2 提出を受けた保険者は、依頼内容の確認を行い、「健康企業宣言 Step 1 宣言証、Step 2

機密性 2

宣言証」、「健康企業宣言 Step 1 認定証、Step 2 認定証」を作成する。

また、提出を受けた保険者は協議会にその旨を通知する。

3 通知を受けた協議会は該当する証書を交付する。

(登録又は認定の辞退)

第 20 条 宣言企業は、登録又は認定を継続できなくなった場合、「健康企業宣言登録（認定）辞退届」に宣言証又は認定証を添えて加入する保険者に提出することにより、登録又は認定を辞退するものとする。

2 提出を受けた保険者は、協議会にその旨を報告する。

(登録又は認定の抹消)

第 21 条 保険者は、宣言企業が明らかに本制度の趣旨に反するなど、登録を継続することが適当でないと判断した場合は、その登録を抹消することができる。

2 登録を抹消した保険者は、協議会にその旨を報告する。

(その他)

第 22 条 この要領に定めのないものは、別途協議のうえ定めるものとする。

附則

この実施要領は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。設立以前に全国健康保険協会富山支部が実施した事業については継続して有効とし、本事業に順次移行する。なお、既に交付済みの宣言証及び認定証については改めて交付しない。また、既に宣言している企業の第 5 条及び第 11 条の起算日は、平成 29 年 6 月 1 日とする。

附則

この変更は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この変更は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この変更は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

機密性 2

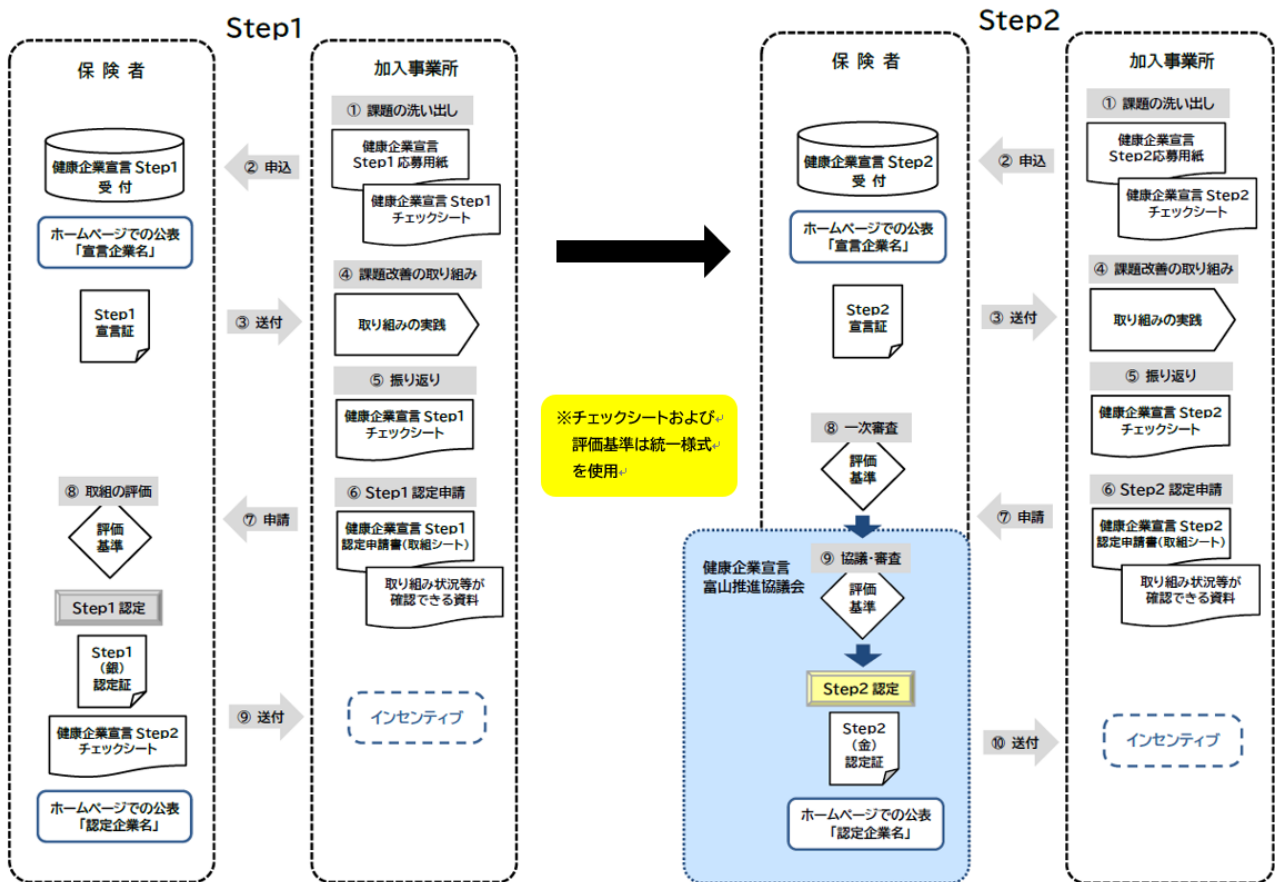
別紙 1 (第 2 条関係)

保険者等

	名 称
1	全国健康保険協会富山支部
2	健康保険組合連合会富山連合会

別紙 2 (第 14 条第 4 項関係)

健康企業宣言 認定フロー



別紙 3 (第 17 条関係)

協賛団体の要件

1. 従業員等の健康増進等、企業及びその従業員等の利益の実現を目的とした公益性の高い取組みであること。
2. 一部の構成員のみを対象とした取組みではなく、宣言企業及びその従業員等の参加が見込まれる取組みであること。
3. 特定の業種において特定の企業が競争上有利とならないよう、特定の企業以外との連携を排除しないこと。
4. 協議会が特定の企業の事業を推奨していると第三者が解するような連携ではないこと。
5. 政治的、宗教的な内容を含む取組みではないこと。
6. 実施内容が社会秩序や公序良俗に反するものではないこと。
7. その他法令、規則等に違反するものではないこと。

様式 1 から様式 1 1 については別途定める。